

平成十七年七月八日提出
質問第九五号

懲戒処分の非公開に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

懲戒処分 of 非公開に関する質問主意書

平成十五年十一月十日（総参一七八六）に人事院事務総長名で、各省庁等に「懲戒処分の公表指針について」という通知が出された。

免職又は停職である懲戒処分は、原則公開とされ、「公表の例外」として非公開規定も置かれた。そこでお尋ねする。

平成十六年度におけるすべての免職又は停職である懲戒処分において、公表の例外として、非公開とされたものの省庁等別件数と、非公開の詳細理由（誰のプライバシーをどのように侵害するのか等）、さらに一部非公開の場合は、公開できる部分の詳細情報をお示し願いたい。

以上の実態を把握して、明らかにした上で、その非公開の是非に関して内閣の見解を問う。
右質問する。